

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和6年8月26日（令和6年（行情）諮問第934号）

答申日：令和8年6月3日（令和8年度（行情）答申第180号）

事件名：「国家安全保障戦略」の策定に関して行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の3に掲げる235文書（以下、順に「文書30」ないし「文書264」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別表2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年5月20日付け閣安保第237号により国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）一部に対する不開示決定の取り消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（2）（略）

（3）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った本件請求文書の行政文書開示請求について、法9条1項及び2項の規定に基づき決定した、平成26年12月26日付け行政文書開示等決定（閣安保第597号。以下「旧処分」という。）に対して、平成28年7月29日付け閣総企第120号－4をもって内閣総理大臣が行った裁決（以下「本件関連裁決」という。）を踏まえ、処分庁

において原処分を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し。」（略）及び「他に文書がないか確認を求める。」といった趣旨の審査請求が提起されたものである。

2 原処分の妥当性について

処分庁においては、原処分において、本件対象文書を特定した上、不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

また、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

以上の点から、原処分は妥当である。

3 審査請求人の主張について

- (1) 「一部に対する不開示決定の取消し。」との点については、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、上記2のとおり本件対象文書の不開示箇所について適正に判断したと認められるところである。

- (2) （略）

- (3) 「他に文書がないか確認を求める。」との点については、「審査請求人には確認する手段がないので、対象文書に漏れがないか念のため確認を求める。」旨主張している。

しかしながら、上記2のとおり、処分庁において、改めて対象文書を探索の上、行政文書の特定を再度実施したが、原処分で特定した行政文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有しているとは認められない。

4 結語

以上のとおり、原処分維持が妥当であると考えます。

5 補充理由説明書

本件諮問に係る行政文書開示等決定通知書の「2 開示する行政文書の名称等」において、一部開示決定した行政文書として、文書117が記載され、文書の一部を不開示とした理由②として、法5条2号イに該当する旨記載されていたが、不開示とされた部分の2枚目の一部には、議員事務所のメールアドレス、内線番号及び電話番号等の情報が含まれており、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものでもあることから、不開示とした理由に同条1号を追加する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年8月26日 諮問の受理
② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年9月9日 審議
- ④ 令和8年4月22日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑤ 同年5月27日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として別紙の2に掲げる29文書（以下「旧処分対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とする旧処分を行った。

旧処分に対し、審査請求人は、旧処分対象文書の不開示部分の開示及び本件請求文書に該当する文書の追加特定を求める審査請求を行った。

諮問庁は、上記審査請求に係る諮問を当審査会に行い、当該諮問に対する答申（平成28年度（行情）答申第161号。以下「先行答申」という。）を踏まえ、本件関連裁決を行った。

処分庁は、本件関連裁決に基づき、本件請求文書の開示請求に対し、旧処分に追加して本件対象文書を特定し、別表1のとおり、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件請求文書に係る本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認したところ、次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求日時点における「国家安全保障戦略」とは、平成25年9月10日の閣僚懇談会における内閣総理大臣の指示に基づき、我が国で初めて、国家安全保障に関する基本方針として策定されたものであり、国家安全保障会議、その前身である安全保障会議及び関係閣僚会合において議論され、国家安全保障会議設置法（以下「設置法」という。）2条2項に基づき、諮問及び答申が行われ、平成25年12月17日に閣議決定されたものである。

イ 本件開示請求は、国家安全保障戦略策定を指示する閣僚懇談会での内閣総理大臣発言の案件登録に関する文書、国家安全保障戦略が議論された国家安全保障会議、安全保障会議及び関係閣僚会議に関する文書並びに国家安全保障戦略の設置法に基づく諮問書及び答申書並びに閣議決定に関する文書のうち行政文書ファイルにつづられた文書の開

示を求めているものと解し、旧処分対象文書を特定し、その一部を不開示とする旧処分を行った。

ウ 平成27年1月5日付けで旧処分に対する審査請求を受け、平成27年12月3日付け閣総企第157号-1により情報公開・個人情報保護審査会に諮問を行い、先行答申を得た。

エ 先行答申を受け、再度検討及び探索を行った結果、第221回安全保障会議の開催通知、配席図及び応答要領、国家安全保障戦略が議論された国家安全保障会議の議事の記録並びに国家安全保障戦略の案について各省協議を行った際の関連文書及び与党プロセスに係る文書等（本件対象文書）を特定し、その一部を不開示とする原処分を行った。

オ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、旧処分対象文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する文書は確認できなかった。

カ 審査会への諮問後、旧処分について再確認したところ、文書8ないし文書17、文書25及び文書26の文書件名について、「国家安全保障会議資料（平成25年12月〇日開催）」と記載すべきところ、誤って「国家安全保障会議資料（平成26年12月〇日開催）」と記載していたことが判明した。

(2) これを検討するに、本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)オの探索状況を踏まえると、旧処分対象文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情は存在しないことからすれば、国家安全保障局において、旧処分対象文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、旧処分に追加して本件対象文書を特定したことは、妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表1の番号1に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、当該文書の取扱区分等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、国家安全保障会議の各回の議事内容の秘匿度等が明らかとなり、同会議の議題や日程等の公開された情報と照合することによって、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されるなど、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表1の番号2、番号3、番号18及び番号19に掲げる不開示部分

について

当該不開示部分には、国家安全保障会議における具体的な議事内容並びに非公開で開催された関係閣僚会合の日程及び議題等が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ及び他国等との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、番号2、番号3及び番号18については、同条5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表1の番号4及び番号6に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定の政党事務所の担当者氏名並びに特定の議員事務所の電話番号、FAX番号及びメールアドレス等が記載されている。

当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表1の番号5及び番号7に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定の政党事務所の電話番号、内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

当該不開示部分のうち、別表2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、当該政党等の業務に支障を来すなど、当該政党等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、番号5については、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別表2に掲げる部分は、特定政党の代表番号であり、ウェブサイトで公表されているため、当該番号を公にしても、特定政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、当該番号は、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(5) 別表1の番号8に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、特定部署の電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表1の番号9に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、与党・安全保障に関するPT開催後に実施された記者ブリーフィングの内容が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、政党の会合の結果について特定の議員が発言した内容が一言一句記載されている。当該ブリーフィングの内容については、当該議員に対し、事前に発言の細部を公表する旨の確認を行っていないため、これを公にすることにより、発言者である議員との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分には、特定の議員の発言内容が詳細に記載されていることを踏まえると、これを公にすることにより、議員との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、否定することまではできない。

したがって、当該不開示部分は、行政事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(7) 別表1の番号10に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、内閣情報調査室職員の氏名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されている。

ア 内閣情報調査室職員の氏名について

(ア) 当該不開示部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

内閣情報調査室は、内閣官房組織令4条に基づき、内閣の重要政策に関する情報の収集及び分析その他の調査に関する事務等をつかさどる組織であり、同室の課長相当職未満の職員の氏名については、慣行として公表していない。

当該職員の氏名を公にすることにより、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、また情報を得ようとする者から当該職員に不当な働き掛けが行われるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあることから不開示とした。

(イ) 内閣情報調査室職員の職務の特殊性に鑑みれば、当該部分を公にすると、当該職員が特定され、当該職員本人やその家族に危険が及び、その職務に支障を及ぼすおそれがあるとする上記(ア)の諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、内閣情報調査室の職務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ 内閣情報調査室職員の電話番号、FAX番号及びメールアドレスについて

当該不開示部分は、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(8) 別表1の番号11に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、期間業務職員、行政実務研修員等の氏名が記載されている。

ア 当該不開示部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 期間業務職員及び期間業務補助員の氏名について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載された職員は、補助的業務に従事する非常勤職員であるため、氏名を不開示としたとのことである。

補助的業務に従事する非常勤職員の氏名は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)の下での氏名の公表対象から除外されており、一般に公表されていない情報であるため、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(イ) 行政実務研修員及び調査員の氏名について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、記載され

た職員は、地方公務員の身分で研修員として国に派遣されている職員であり、国の機関の職員には該当しないため、職員録の掲載対象には該当せず、内閣府の職員として掲載されていないため、氏名を不開示としたとのことである。

当審査会事務局職員をして、特定年版の職員録を確認させたところ、当該職員は掲載されていないことから、上記の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、他に特段の事情も認められないので、当該不開示部分は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

ウ 当該不開示部分は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(9) 別表1の番号12に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、公にされていない公安調査庁の職員の氏名が記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、課長相当職未満の職員の官職及び氏名であるところ、公安調査庁においては、課長相当職未満の職員の氏名等を公表しておらず、これを公にすることにより、調査対象団体等から当該職員に対する働き掛けの危険性が高まるほか、当該職員及びその家族の生命・身体等への危害が加えられるおそれがあるなど、公安調査庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、公安調査業務の特殊性に鑑みれば、当該部分を公にすることにより、調査対象団体等から当該職員に対する働き掛けの危険性が高まるほか、当該職員及びその家族の生命・身体等への危害が加えられるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定できない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(10) 別表1の番号13ないし番号15に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、政党の会合における議論の内容、参加者の意見等が詳細に記載されている。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該会合は、国家安全保障戦略を含む安全保障上の課題について議論するため、非公開を前提として行われたものであり、検討内容の詳細、参加者の発言内容等については対外公表をしていない。

そのため、当該部分を公にすることは、公開を前提とせずに行った内部検討事項の内容を無断で明らかにすることになるとともに、その内容についての正確性が担保されていないことから、政党の内部検討事項及びその構成員の当該検討事項に関する発言・意見についての不正確な情報を流布せしめる結果となる可能性も認められ、政党の正当な利益を害するおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、非公開の政党内閣において議論が行われた検討内容が明らかになることを通じて、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、番号14については同条3号、5号及び6号について、番号15については同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(11) 別表1の番号16及び番号20に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国家安全保障戦略、防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画に関する案文並びに関係省庁の意見等が記載されていることが認められる。

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は、国家安全保障局において作成した国家安全保障戦略等に関する案文及び関係省庁の意見等が記載されており、その内容は、協議中の段階のものであり、確定したものではない。したがって、そのような性質からすると、これを公にすれば、関係省庁間において検討中の未成熟な検討内容が明らかになり、今後の同種の文書の策定作業において政府部内での自由かつ達な議論に支障を来すなど、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため、不開示とした。

イ これを検討するに、当該部分を公にすると、関係省庁間において検討していた未成熟な検討内容が明らかになり、国の機関内部における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が損なわれるおそれが

あるとする旨の上記アの諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

したがって、当該部分は、法5条5号に該当し、同条3号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(12) 別表1の番号17に掲げる不開示部分について

当該各文書は、政党の会合における席上回収資料であり、政府部内での検討中の新たな武器輸出管理原則、武器輸出三原則に関する資料であると認められる。

当該不開示部分は、国家安全保障戦略等と密接に関連した情報と認められ、同会合内容とあいまって、これを公にすることにより、我が国の安全保障に関する情報関心、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条5号及び6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(13) 別表1の番号21に掲げる不開示部分について

当該文書は、政党内の会合における意思決定に係る情報が記載されていることが認められる。

当該文書は、政党内の意思形成過程の途中段階の情報であって、これを公にすることにより、政党の自律的な意思形成や活動に支障が生じ、政党の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、その全体が法5条2号イに該当し、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、国家安全保障局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別表2に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ、3号、4号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので不開示としたことは妥当であるが、別表2に掲げる部分は、同条2号イに該当せず、開示すべきであると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

「国家安全保障戦略」策定の庶務担当部局が、その業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。*電子データが存在する場合は電子データを希望。

2 旧処分において特定された文書（旧処分対象文書）

- 文書1 閣議案件登録（特定年月日閣僚懇談会 内閣総理大臣発言要旨）
- 文書2 安全保障会議資料（第220回）開催通知
- 文書3 安全保障会議資料（第220回）配席図
- 文書4 安全保障会議資料（第220回）応答要領
- 文書5 安全保障会議資料（第222回）開催通知
- 文書6 安全保障会議資料（第222回）配席図
- 文書7 安全保障会議資料（第222回）応答要領
- 文書8 国家安全保障会議資料（平成25年12月4日開催）開催通知
- 文書9 国家安全保障会議資料（平成25年12月4日開催）応答要領
- 文書10 国家安全保障会議資料（平成25年12月10日開催）開催通知
- 文書11 国家安全保障会議資料（平成25年12月10日開催）応答要領
- 文書12 国家安全保障会議資料（平成25年12月17日開催）開催通知
- 文書13 国家安全保障会議資料（平成25年12月17日開催）国家安全保障戦略について
- 文書14 国家安全保障会議資料（平成25年12月17日開催）内閣官房長官談話
- 文書15 国家安全保障会議資料（平成25年12月17日開催）応答要領
- 文書16 国家安全保障会議資料（平成25年12月17日開催）国家安全保障戦略（案）、新防衛大綱（案）
- 文書17 国家安全保障会議資料（平成25年12月17日開催）自衛隊の体制と防衛力整備
- 文書18 国家安全保障戦略について（諮問）
- 文書19 国家安全保障戦略について（答申）
- 文書20 閣議請議文書（国家安全保障戦略）
- 文書21 閣議案件登録（国家安全保障戦略、平成25年12月17日閣議 内閣官房長官発言要旨）
- 文書22 第220回安全保障会議資料

- 文書 2 3 第 2 2 1 回安全保障会議資料
- 文書 2 4 第 2 2 2 回安全保障会議資料
- 文書 2 5 国家安全保障会議資料（平成 2 5 年 1 2 月 4 日開催）
- 文書 2 6 国家安全保障会議資料（平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日開催）
- 文書 2 7 関係閣僚会合資料 1
- 文書 2 8 関係閣僚会合資料 2
- 文書 2 9 関係閣僚会合資料 3

（注）文書 8 ないし文書 1 7、文書 2 5 及び文書 2 6 の文書件名については、諮問庁の説明を踏まえ、当審査会において修正した。

3 原処分において追加特定された文書（本件対象文書）

- 文書 3 0 安全保障会議資料（第 2 2 1 回）開催通知
- 文書 3 1 安全保障会議資料（第 2 2 1 回）配席図
- 文書 3 2 安全保障会議資料（第 2 2 1 回）応答要領
- 文書 3 3 国家安全保障会議 議事の記録【四大臣会合】（平成 2 5 年 1 2 月 4 日）
- 文書 3 4 国家安全保障会議 議事の記録【九大臣会合】（平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日）
- 文書 3 5 国家安全保障会議 議事の記録【九大臣会合】（平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日）
- 文書 3 6 一覧 1
- 文書 3 7 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 1
- 文書 3 8 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 2
- 文書 3 9 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 3
- 文書 4 0 平成 2 5 年 9 月 1 2 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 4
- 文書 4 1 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 1
- 文書 4 2 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 2
- 文書 4 3 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 3
- 文書 4 4 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 1
- 文書 4 5 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 2
- 文書 4 6 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 3
- 文書 4 7 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 4
- 文書 4 8 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 5
- 文書 4 9 平成 2 5 年 9 月 1 9 日 公明党 外交・安全保障部会 資料 6
- 文書 5 0 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・

- 国防部会合同会議 資料 1
- 文書 5 1 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 2
- 文書 5 2 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 3
- 文書 5 3 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 4
- 文書 5 4 平成 2 5 年 1 0 月 4 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 5
- 文書 5 5 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 1
- 文書 5 6 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 2
- 文書 5 7 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 3
- 文書 5 8 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 4
- 文書 5 9 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 5
- 文書 6 0 平成 2 5 年 1 0 月 1 7 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 6
- 文書 6 1 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 1
- 文書 6 2 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 2
- 文書 6 3 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 3
- 文書 6 4 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 4
- 文書 6 5 平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料 5
- 文書 6 6 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 公明党 外交安全保障調査会 資料 1
- 文書 6 7 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 公明党 外交安全保障調査会 資料 2
- 文書 6 8 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 公明党 外交安全保障調査会 資料 3
- 文書 6 9 平成 2 5 年 1 0 月 2 4 日 公明党 外交安全保障調査会 資料

4	文書70	平成25年10月24日	公明党	外交安全保障調査会	資料
5	文書71	平成25年10月24日	公明党	外交安全保障調査会	資料
6	文書72	平成25年10月24日	公明党	外交安全保障調査会	資料
7	文書73	平成25年10月24日	公明党	外交安全保障調査会	資料
8	文書74	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料1
	文書75	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料2
	文書76	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料3
	文書77	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料4
	文書78	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料5
	文書79	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料6
	文書80	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料7
	文書81	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料8
	文書82	平成25年11月15日	自民党	安全保障調査会・外交部 会・国防部会合同会議	資料9
	文書83	平成25年11月15日	公明党	外交安全保障調査会	資料 1
	文書84	平成25年11月15日	公明党	外交安全保障調査会	資料 2
	文書85	平成25年11月15日	公明党	外交安全保障調査会	資料 3
	文書86	平成25年11月15日	公明党	外交安全保障調査会	資料 4
	文書87	平成25年11月15日	公明党	外交安全保障調査会	資料 5
	文書88	平成25年11月15日	公明党	外交安全保障調査会	資料

6					
文書 89	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
1					
文書 90	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
2					
文書 91	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
3					
文書 92	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
4					
文書 93	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
5					
文書 94	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
6					
文書 95	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
7					
文書 96	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
8					
文書 97	平成 25 年 1 1 月 2 2 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
9					
文書 98	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
1					
文書 99	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
2					
文書 100	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
3					
文書 101	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
4					
文書 102	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
5					
文書 103	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
6					
文書 104	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	与党	安全保障に関する P T	資料	
7					
文書 105	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	公明党	外交安全保障調査会	資料	
1					
文書 106	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	公明党	外交安全保障調査会	資料	
2					
文書 107	平成 25 年 1 1 月 2 7 日	公明党	外交安全保障調査会	資料	

料3

- 文書108 平成25年11月27日 公明党 外交安全保障調査会 資料4
- 文書109 安保会議 与党PT 安防懇における資料の取扱い
- 文書110 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料1
- 文書111 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料2
- 文書112 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料3
- 文書113 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料4
- 文書114 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料6
- 文書115 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料7
- 文書116 平成25年11月28日 自民党 安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議 資料8
- 文書117 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料1
- 文書118 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料2
- 文書119 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料3
- 文書120 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料4
- 文書121 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料5
- 文書122 平成25年12月3日 民主党 安全保障総合調査会 資料6
- 文書123 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料1
- 文書124 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料2
- 文書125 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料3
- 文書126 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料4

文書127 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料
5

文書128 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料
6

文書129 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料
7

文書130 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料
8

文書131 平成25年12月3日 与党 安全保障に関するPT 資料
9

文書132 平成25年12月4日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料1

文書133 平成25年12月4日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料2

文書134 平成25年12月4日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料3

文書135 平成25年12月4日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料4

文書136 平成25年12月4日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料5

文書137 平成25年12月4日 公明党 外交安全保障調査会 資料
1

文書138 平成25年12月4日 公明党 外交安全保障調査会 資料
2

文書139 平成25年12月4日 公明党 外交安全保障調査会 資料
3

文書140 平成25年12月4日 公明党 外交安全保障調査会 資料
4

文書141 平成25年12月4日 公明党 外交安全保障調査会 資料
5

文書142 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料
1

文書143 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料
2

文書144 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料
3

文書145 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料
4

文書146 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料
 5
 文書147 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料
 6
 文書148 平成25年12月5日 与党 安全保障に関するPT 資料
 7
 文書149 平成25年12月10日 与党 安全保障に関するPT 資
 料
 文書150 一覧2
 文書151 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料1
 文書152 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料2
 文書153 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料3
 文書154 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料4
 文書155 平成25年12月11日 自民党 安全保障調査会・外交部
 会・国防部会合同会議 資料5
 文書156 平成25年12月11日 公明党 外交安全保障調査会 資
 料1
 文書157 平成25年12月11日 公明党 外交安全保障調査会 資
 料2
 文書158 平成25年12月11日 公明党 外交安全保障調査会 資
 料3
 文書159 平成25年12月11日 公明党 外交安全保障調査会 資
 料4
 文書160 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資
 料1
 文書161 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資
 料2
 文書162 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資
 料3
 文書163 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資
 料4
 文書164 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資
 料5
 文書165 平成25年12月11日 与党 安全保障に関するPT 資

料6

文書166	平成25年12月11日	与党	安全保障に関するPT	資料7
文書167	平成25年12月12日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料1
文書168	平成25年12月12日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料2
文書169	平成25年12月12日	自民党	安全保障調査会・外交部会・国防部会合同会議	資料3
文書170	平成25年12月12日	自民党	政調審議会	資料1
文書171	平成25年12月12日	自民党	政調審議会	資料2
文書172	平成25年12月12日	自民党	政調審議会	資料3
文書173	平成25年12月12日	自民党	政調審議会	資料4
文書174	平成25年12月13日	自民党	総務会	資料1
文書175	平成25年12月13日	自民党	総務会	資料2
文書176	平成25年12月13日	自民党	総務会	資料3
文書177	平成25年12月13日	自民党	総務会	資料4
文書178	平成25年12月13日	公明党	政調全体会議	資料1
文書179	平成25年12月13日	公明党	政調全体会議	資料2
文書180	平成25年12月13日	与党	政策責任者会議	資料1
文書181	平成25年12月13日	与党	政策責任者会議	資料2
文書182	平成25年12月13日	与党	政策責任者会議	資料3
文書183	平成25年12月13日	与党	政策責任者会議	資料4
文書184	平成25年12月17日	民主党	安全保障総合調査会	資料1
文書185	平成25年12月17日	民主党	安全保障総合調査会	資料2
文書186	平成25年12月17日	民主党	安全保障総合調査会	資料3
文書187	平成25年12月17日	民主党	安全保障総合調査会	資料4
文書188	平成25年12月17日	民主党	安全保障総合調査会	資料5
文書189	平成25年12月17日	民主党	安全保障総合調査会	資料6
文書190	平成25年12月17日	民主党	安全保障総合調査会	資料7
文書191			「国家安全保障戦略について」について（協議）	資料1-1

- 文書192 「国家安全保障戦略」の策定について（内閣総理大臣発言要旨）
- 文書193 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-2
- 文書194 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-3
- 文書195 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-4
- 文書196 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-5
- 文書197 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-6
- 文書198 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-7
- 文書199 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-8
- 文書200 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-9
- 文書201 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-10
- 文書202 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-11
- 文書203 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-12
- 文書204 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-13
- 文書205 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-14
- 文書206 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-15
- 文書207 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-16
- 文書208 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-17
- 文書209 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-18
- 文書210 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-19
- 文書211 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-20
- 文書212 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-21
- 文書213 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-22
- 文書214 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料1-23

- 文書 2 1 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 2
4
- 文書 2 1 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 2
5
- 文書 2 1 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 2
6
- 文書 2 1 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 2
7
- 文書 2 1 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 2
8
- 文書 2 2 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 2
9
- 文書 2 2 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 3
0
- 文書 2 2 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 3
1
- 文書 2 2 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 3
2
- 文書 2 2 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 3
3
- 文書 2 2 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 1 - 3
4
- 文書 2 2 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
- 文書 2 2 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 文書 2 2 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 3
- 文書 2 2 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 4
- 文書 2 3 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 5
- 文書 2 3 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 6
- 文書 2 3 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 7
- 文書 2 3 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 8
- 文書 2 3 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 9
- 文書 2 3 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
0
- 文書 2 3 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
1
- 文書 2 3 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
2
- 文書 2 3 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1

- 3
 文書 2 3 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
- 4
 文書 2 4 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
- 5
 文書 2 4 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
- 6
 文書 2 4 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
- 7
 文書 2 4 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
- 8
 文書 2 4 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 1
- 9
 文書 2 4 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 0
 文書 2 4 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 1
 文書 2 4 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 2
 文書 2 4 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 3
 文書 2 4 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 4
 文書 2 5 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 5
 文書 2 5 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 6
 文書 2 5 2 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 2 - 2
- 7
 文書 2 5 3 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3 - 1
 文書 2 5 4 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3 - 2
 文書 2 5 5 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3 - 3
 文書 2 5 6 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3 - 4
 文書 2 5 7 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 3 - 5
 文書 2 5 8 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4 - 1
 文書 2 5 9 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4 - 2
 文書 2 6 0 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4 - 3
 文書 2 6 1 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4 - 4

- 文書 262 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4－5
- 文書 263 「国家安全保障戦略について」について（協議）資料 4－6
- 文書 264 平成 25 年 11 月 28 日 自民党 安全保障調査会・外交部
会・国防部会合同会議 資料 5

別表1（原処分で不開示とした部分及び不開示とした理由並びに補充理由説明書で追加した不開示理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書33	1枚目の一部	<p>右上において不開示とした部分は、文書の取扱区分等が記載されている。これらを公にした場合、国家安全保障会議の各回の議事内容等の秘匿度等が明らかとなり、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察され、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>
	文書34		
	文書35		
2	文書33	1枚目の一部及び 2枚目以降	<p>1枚目の「4.」において不開示とした部分及び2枚目以降は、国家安全保障会議における議事内容等が記載されている。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、国家安全保障会議が行う今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさ</p>
	文書34		
	文書35		

			せるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
3	文書36	3枚目の一部	不開示とした部分には、国家安全保障戦略等の策定に際し、安全保障会議と並行する形で、非公開で開催されていた関係閣僚会合の各回の議題、開催日程についての情報が記載されている。これらを公にした場合、国家安全保障戦略を策定するにあたっての我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ並びに他国又は国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書150		
4	文書41	1枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の政党事務所の担当者名が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当する
	文書50		
	文書55		
	文書61		
	文書74		
	文書89		
	文書110		

	文書 1 1 1		ため、不開示とした。
	文書 1 2 3		
	文書 1 3 2		
	文書 1 4 2		
	文書 1 5 1		
	文書 1 6 0		
	文書 1 1 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、特定の政党事務所の担当者名が記載されている。これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
5	文書 4 1	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の政党事務所の担当者のメールアドレスが記載されている。これらは個人及び法人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益及び当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号及び 2 号イに定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 5 0		
	文書 5 5		
	文書 6 1		
	文書 7 4		
	文書 8 9		
	文書 1 1 0		
	文書 1 1 1		
	文書 1 2 3		
	文書 1 3 2		
	文書 1 4 2		
	文書 1 5 1		
	文書 1 6 0		
	文書 1 1 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、特定の政党事務所の担当者のメールアドレスが記載されている。これらは個人及び法人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益及び当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号及び 2 号イに定める不開示情報に該当するため、不開示とした。

6	文書 3 7	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の議員事務所のメールアドレスが記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 4 4		
	文書 6 6	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の議員事務所の内線番号、F A X 番号、メールアドレスが記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 5 6	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の議員事務所の電話番号、F A X 番号、メールアドレスが記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 8 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、特定の議員事務所の電話番号、F A X 番号が記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法 5 条 1 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 0 5	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の議員事務所の電話番
文書 1 3 7			

			号、FAX番号が記載されている。これらは個人に関する情報であり、公にした場合、当該個人の権利利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書117	2枚目の一部	不開示とした部分には、議員事務所のメールアドレス、内線番号及び電話番号等の情報が含まれており、当該部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものでもあることから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
7	文書41	1枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定の政党事務所の電話番号が記載されている。これらは法人に関する情報であり、公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条2号イに定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書50		
	文書55		
	文書61		
	文書74		
	文書89		
	文書110		
	文書111		
	文書123		
	文書132		
	文書142		
	文書151		
	文書160		
	文書117	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、特定の政党事務所、議員事務所の電話番号、FAX番号等が記載されている。これらは法人に関する情報であり、公にした場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条2号イに定める不開示情報に該当する

			ため、不開示とした。
8	文書 3 9	1 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定部署の電話番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 1 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ下部	下部において不開示とした部分には、特定部署の F A X 番号が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 9 1	2 枚目の一部	右下において不開示とした部分には、特定部署の担当者の電話番号、メールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 9 6	1 枚目ないし 4 枚目、6 枚目、8 枚	上部において不開示とした部分には、特定部署の担当者の電話番

	目及び10枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	号、FAX番号、メールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書197	1枚目ないし3枚目の一部	
文書198		
文書200	1枚目及び2枚目のそれぞれ上部	
文書201	1枚目、5枚目、6枚目及び12枚目ないし14枚目のそれぞれ一部	
文書215	1枚目、3枚目、5枚目ないし8枚目及び10枚目ないし12枚目のそれぞれ一部	
文書216	1枚目、3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
文書217	1枚目の一部	
文書218	1枚目ないし3枚目の一部	
文書219	1枚目の一部	
文書221	1枚目及び3枚目のそれぞれ一部	
文書223	1枚目、6枚目、11枚目、12枚目、14枚目、15枚目及び18枚目のそれぞれ一部	
文書230	1枚目ないし4枚目の一部	
文書231	1枚目の一部	
文書232		
文書234		
文書235	1枚目、3枚目及び5枚目のそれぞれ	

		れ一部	
	文書 2 4 7	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 2 4 8	1 枚目の一部	
	文書 2 4 9		
	文書 2 5 1		
	文書 2 5 2	1 枚目、3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5 6	1 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5 7	1 枚目、2 枚目、4 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 2 2	1 枚目の一部	上部及び中央部にて不開示とした部分には、特定部署の担当者の電話番号、F A X 番号、メールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、いたずらや業務妨害等を目的とした電話、電信等を容易ならしめ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 6 号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
9	文書 9 7	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	不開示とした部分には、政党の会合の結果について特定の議員が発言した内容が記載されており、発言者である議員等に係る個人に関する情報が記載されている。本不開示部分を公にすることで、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、議員等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。
	文書 1 0 4	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 3 1	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 1 4 8	1 枚目ないし 6 枚目の一部	
	文書 1 4 9	1 枚目ないし 8 枚目の一部	

	文書166	1枚目ないし5枚目の一部	る。以上のことから、法5条1号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
10	文書199	1枚目の一部	上部において不開示とした部分には、内閣情報調査室の課長相当職未満の担当者の氏名、電話番号、FAX番号、メールアドレスが記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書220	1枚目、3枚目及び4枚目のそれぞれ一部	
	文書233	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
	文書250	1枚目の一部	
	文書204	1枚目の一部	不開示とした部分には、内閣情報調査室の課長相当職未満の担当者の氏名が記載されている。これらは、国の機関が行う事務に関する情報であり、公にした場合、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
11	文書212	1枚目ないし5枚目の一部	不開示とした部分には、公にされておらず、公にすることが予定されていない職員の氏名が記載されている。これらは、個人に関する

			情報であって特定の個人を識別することができるものであり、公務員の職務遂行の内容に係る情報にも該当しない。以上のことから、法5条1号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
1 2	文書214	3枚目の一部	不開示とした部分には、公にされておらず、公にすることが予定されていない、公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名が記載されている。これらを公にすることにより、調査対象団体等から当該職員に対する働き掛けの危険性が高まるほか、当該職員及びその家族の生命・身体等への危害が加えられるおそれがあるなど、同庁の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条4号及び6号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
1 3	文書170 文書174 文書178	1枚目の一部及び 2枚目以降	不開示とした部分には、対外的に公にすることが前提とされていない、政党の会合に関する情報が記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に支障をきたし、政党の意思決定に大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。
1 4	文書40 文書43	1枚目の一部 1枚目ないし5枚	不開示とした部分には、対外的に議論内容を公にすることを前提と

		目の一部	<p>していない政党の会合での国家安全保障戦略を含む安全保障上の課題に関する参加者間のやりとりが記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に支障をきたし、政党の意思決定に大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。また、本不開示部分を公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。加えて、本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条2号イ、3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>
文書46	1枚目ないし3枚目	目の一部	
文書54	1枚目及び2枚目	のそれぞれ一部	
文書65	1枚目ないし3枚目	目の一部	
文書60	1枚目ないし7枚目	目の一部	<p>不開示とした部分には、対外的に議論内容を公にすることを前提としていない政党の会合での国家安全保障戦略を含む安全保障上の課題に関する参加者間のやりとりが</p>
文書73	1枚目ないし3枚目	目の一部	
文書82			
文書88			

	文書 9 6	1 枚目ないし 5 枚目の一部	記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に支障をきたし、政党の意思決定に大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。また、本不開示部分を公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。加えて、本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、これらを公にした場合、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 2 号イ、3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書 1 0 3	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 0 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 1 6	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 2 2	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 1 3 0	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 3 3	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 1 3 8	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 4 7	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 5 5	1 枚目ないし 7 枚目の一部	
	文書 1 5 9	1 枚目ないし 3 枚目の一部	
	文書 1 6 5	1 枚目ないし 4 枚目の一部	
	文書 1 7 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 8 3	1 枚目の一部	
1 5	文書 1 8 9	1 枚目ないし 3 枚目的一部分	不開示とした部分には、対外的に議論内容を公にすることを前提としていない政党の会合の参加者名及び同会合での国家安全保障戦略を含む安全保障上の課題に関する参加者間のやりとりが記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に

			支障をきたし、政党の意思決定に大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。また、本不開示部分を公にすることで、将来実施される行政機関内外での安全保障政策に関する同種の検討・協議の場における参加者間の率直な意見の交換及び意思決定の中立性を損なうおそれがあるとともに、参加者等との信頼関係が損なわれ、行政事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条2号イ、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
16	文書99	1枚目ないし13枚目の一部	本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同戦略に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が
	文書125	2枚目ないし32枚目の一部	
	文書126	1枚目ないし10枚目的一部分	
	文書144	2枚目ないし33枚目的一部分	
	文書161	枚目的一部分	

			不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書164	1枚目ないし6枚目の一部		本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の国家安全保障戦略等に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、国家安全保障戦略等に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書101	1枚目ないし12枚目の一部		本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の平成26年度以降に係る防衛計画の大綱に関する
文書127	1枚目の一部		
文書143	1枚目ないし13		

		枚目の一部	資料であり、各ページの不開示とした部分には、同大綱に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書162	2枚目ないし28枚目の一部		
文書163	2枚目ないし24枚目の一部		本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同計画に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるお

			<p>それ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>
17	文書145	1枚目ないし7枚目の一部	<p>本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の新たな武器輸出管理原則に関する資料であり、不開示とした部分には、同原則に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及</p>

			ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書146	1枚目の一部	本文書は、席上回収を前提として政党の会合にて配布された、政府部内での検討中の国家安全保障戦略のうち、武器輸出三原則に関する資料であり、不開示とした部分には、同原則に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
18	文書109	1枚目の上部	不開示とした部分には、安全保障会議における審議で用いられた資料についての情報が記載されている。これらは国家安全保障戦略等の策定に関する同会議の具体的な審議内容及びこれに密接に関連す

			る情報であり、公にすることで、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。また、これらは、国の機関の内部における審議、検討及び協議に関する情報であり、これらを公にした場合、今後の安全保障政策等の検討における率直な意見交換に支障を来すおそれ及び不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある。以上のことから、法5条3号及び5号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
19	文書109	1枚目の中央部	不開示とした部分には、特定の資料に関して対外的に公にされていない、作成の経緯についての情報が記載されている。これらを公にすることで、安全保障上の関心事項が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある。以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示とした。
20	文書193	2枚目ないし33枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の国家安全保障戦略に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、国家安全保障戦略の案文について行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心
	文書227	2枚目ないし34枚目の一部	
	文書253	枚目の一部	
	文書258		
	文書261	2枚目ないし33枚目の一部	

			事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるととも、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書194	2枚目ないし28枚目の一部	本文書は、政府部内での検討中の平成26年度以降に係る防衛計画の大綱に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同大綱の案文について行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定	
文書224	2枚目ないし29枚目		
文書228	枚目の一部		
文書254			
文書259	2枚目ないし36枚目		
文書262	2枚目ないし29枚目		

		<p>の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>
文書195	2枚目ないし24枚目の一部	<p>本文書は、政府部内での検討中の中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）に関する資料であり、各ページの不開示とした部分には、同計画の案文について行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報が記載されている。これらを公にすることにより、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>
文書225		
文書229		
文書255		
文書260	2枚目ないし25枚目の一部	
文書263		
文書196	1枚目ないし6枚目、8枚目、10枚目ないし13枚目のそれぞれ一部	<p>不開示とした部分には、政府部内での検討中の国家安全保障戦略、防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意</p>

文書197	1枚目ないし4枚目の一部	見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書201	1枚目ないし15枚目の一部	
文書215	1枚目ないし12枚目の一部	
文書216	1枚目ないし4枚目の一部	
文書223	1枚目ないし20枚目の一部	
文書230	1枚目ないし4枚目の一部	
文書235	1枚目ないし6枚目の一部	
文書247	1枚目ないし5枚目の一部	
文書252	1枚目ないし6枚目の一部	
文書198	1枚目ないし3枚目の一部	不開示とした部分には、政府部内での検討中の国家安全保障戦略の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。
文書200	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書218	1枚目ないし3枚目の一部	
文書221	1枚目ないし3枚目の一部	
文書222	1枚目の一部	
文書231	1枚目の一部	
文書232		
文書234	1枚目の一部	
文書256	1枚目ないし4枚目の一部	

			る。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び第6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書199	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部		不開示とした部分には、政府部内での検討中の防衛計画の大綱の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書217	1枚目の一部		不開示とした部分には、政府部内
文書219	1枚目の一部		での検討中の中期防衛力整備計画

	<p>文書 2 3 3</p>	<p>1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部</p>	<p>の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法 5 条 3 号、5 号及び 6 号の不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>
	<p>文書 2 2 0</p>	<p>1 枚目ないし 4 枚目の一部</p>	<p>不開示とした部分には、政府部内での検討中の防衛計画の大綱、中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国</p>

			又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
	文書248	1枚目の一部	下部において不開示とした部分には、政府部内での検討中の国家安全保障戦略の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示と
	文書249		
	文書251	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	

			した。
文書 250	1 枚目の一部		下部において不開示とした部分には、政府部内での検討中の中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。
文書 257	1 枚目ないし 6 枚目の一部		不開示とした部分には、政府部内での検討中の国家安全保障戦略、中期防衛力整備計画の案文に対する関係省庁の意見が記載されており、これらは同案文に関する行政機関相互間及び行政機関内部での検討状況を含む未成熟な意思形成過程情報である。これらを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項が推察され、敵対する勢力

			<p>等からの妨害及び対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれ、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ及び他国又は国際機関との交渉上不利益をこうむるおそれがある。また、これらを公にすることで、今後の行政機関相互間及び行政機関内部での検討及び協議等における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとともに、国が行う事務に支障を及ぼすおそれがある。以上のことから、法5条3号、5号及び6号の不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>
2 1	文書264	全て	<p>本文書は、政党が自党内の会合にて議論するために作成した、対外的に公にすることを前提としない資料であり、政党内の意思決定に係る情報が記載されている。これらを公にすることにより、政党内の意思形成過程における自由闊達な議論や政党の活動に支障をきたし、政党の意思決定に大きな影響を及ぼしうることから、政党の正当な利益を害するおそれがある。以上のことから、法5条2号イの不開示情報に該当するため、不開示とした。</p>

※当審査会事務局において整理した。

別表 2 (開示すべき部分)

文書番号	開示すべき部分
文書 4 1	特定の政党事務所の電話番号 (内線番号を除く。)
文書 5 0	
文書 5 5	
文書 6 1	
文書 7 4	
文書 8 9	
文書 1 1 0	
文書 1 1 1	
文書 1 2 3	
文書 1 3 2	
文書 1 4 2	
文書 1 5 1	
文書 1 6 0	